

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、介護保険事務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年5月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく以下の業務 1 転入、年齢到達等による資格の取得、死亡、転出等による資格の喪失を管理し、被保険者台帳を整備する。また、被保険者に対して被保険者証を交付する。 2 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて保険料を賦課する。 3 保険料の徴収方法を管理し、徴収等を行う。 4 普通徴収者について口座振替による納付環境を整備する。 5 被保険者等からの申請に基づき、諸要件を調査して要支援・要介護状態区分の認定を行う。 6 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて自己負担段階を決定するとともに、給付実績の管理を行う。 7 保険料の未納者に対して、督促状を発行する。更に納付がない場合には、催告等の滞納整理事務を行う。 8 地域支援事業について、対象者からの申請に基づき慰労金の支給を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で照会する。
③システムの名称	介護保険システム 収納消込システム 滞納整理システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 補足給付ファイル 6. 負担区分ファイル 7. 介護個人番号異動連絡票ファイル 8. 収納ファイル 9. 滞納ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第100の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課 / 高齢者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-2111 袖ヶ浦市 福祉部 高齢者支援課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95及び117の項)	・番号法別表第二 ○情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険給付等関係情報」を含む項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項) ○情報提供者が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、特定個人情報に「他の法令による給付の支給に関する情報」等を含み、法令において介護保険法が規定されている項(5,17,22,43,81,88,97,109,120の項) ○情報提供者が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」を含む項(46項) ○情報提供者が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」を含む項(83項)	事前	
平成28年2月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	
平成28年2月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、団体内統合宛名システム、地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 ○情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険給付等関係情報」を含む項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項) ○情報提供者が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、特定個人情報に「他の法令による給付の支給に関する情報」等を含み、法令において介護保険法が規定されている項(5,17,22,43,81,88,97,109,120の項) ○情報提供者が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」を含む項(46項) ○情報提供者が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」を含む項(83項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。) <情報照会> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二(93及び94の項) ・省令	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	－	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	－	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	袖ヶ浦市 福祉部 高齢者支援課	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課	事後	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いにに関する問合せ連絡先	袖ヶ浦市 福祉部 高齢者支援課 介護班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-3206	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課 管理班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-3158	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求電話番号	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	0438(62)3158	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和4年10月11日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一第68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一第68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和4年10月11日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課 / 高齢者支援課	事前	
令和4年10月11日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課 管理班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-3158	袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-2111 袖ヶ浦市 福祉部 高齢者支援課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL0438-62-2111	事前	
令和4年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年10月1日	事後	
令和4年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年10月1日	事後	
令和4年10月11日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく以下の業務 1 転入、年齢到達等による資格の取得、死亡、転出等による資格の喪失を管理し、被保険者台帳を整備する。また、被保険者に対して被保険者証を交付する。 2 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて保険料を賦課する。 3 保険料の徴収方法を管理し、徴収を行う。 4 普通徴収者について口座振替による納付環境を整備する。 5 被保険者等からの申請に基づき、諸要件を調査して要支援・要介護状態区分の認定を行う。 6 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて自己負担段階を決定するとともに、給付実績の管理を行う。 7 保険料の未納者に対して、督促状を発行する。更に納付がなされない場合には、催告等の滞納事務を行う。	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく以下の業務 1 転入、年齢到達等による資格の取得、死亡、転出等による資格の喪失を管理し、被保険者台帳を整備する。また、被保険者に対して被保険者証を交付する。 2 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて保険料を賦課する。 3 保険料の徴収方法を管理し、徴収を行う。 4 普通徴収者について口座振替による納付環境を整備する。 5 被保険者等からの申請に基づき、諸要件を調査して要支援・要介護状態区分の認定を行う。 6 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて自己負担段階を決定するとともに、給付実績の管理を行う。 7 保険料の未納者に対して、督促状を発行する。更に納付がなされない場合には、催告等の滞納事務を行う。 8 地域支援事業について、対象者からの申請に基づき慰労金の支給を行う。	事前	
令和5年1月20日	Ⅰ 関連情報 1. ②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく以下の業務 1 転入、年齢到達等による資格の取得、死亡、転出等による資格の喪失を管理し、被保険者台帳を整備する。また、被保険者に対して被保険者証を交付する。 2 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて保険料を賦課する。 3 保険料の徴収方法を管理し、徴収を行う。 4 普通徴収者について口座振替による納付環境を整備する。 5 被保険者等からの申請に基づき、諸要件を調査して要支援・要介護状態区分の認定を行う。 6 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて自己負担段階を決定するとともに、給付実績の管理を行う。 7 保険料の未納者に対して、督促状を発行する。更に納付がなされない場合には、催告等の滞納事務を行う。 8 地域支援事業について、対象者からの申請に基づき慰労金の支給を行う。	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく以下の業務 1 転入、年齢到達等による資格の取得、死亡、転出等による資格の喪失を管理し、被保険者台帳を整備する。また、被保険者に対して被保険者証を交付する。 2 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて保険料を賦課する。 3 保険料の徴収方法を管理し、徴収を行う。 4 普通徴収者について口座振替による納付環境を整備する。 5 被保険者等からの申請に基づき、諸要件を調査して要支援・要介護状態区分の認定を行う。 6 被保険者の世帯構成、世帯員の課税状況、所得等に応じて自己負担段階を決定するとともに、給付実績の管理を行う。 7 保険料の未納者に対して、督促状を発行する。更に納付がなされない場合には、催告等の滞納事務を行う。 8 地域支援事業について、対象者からの申請に基づき慰労金の支給を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム	介護保険システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	事前	
令和5年1月20日	2. 特定個人情報ファイル名	7. 給付実績ファイル	7. 介護個人番号異動連絡票ファイル	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和5年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	介護保険システム 収納消込システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	事後	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で照会する。	事後	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 収納消込システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	介護保険システム 収納消込システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	
令和6年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	7 保険料の未納者に対して、督促状を発行する。更に納付がなされない場合には、催告等の滞納事務を行う。	7 保険料の未納者に対して、督促状を発行する。更に納付がない場合には、催告等の滞納整理事務を行う。	事後	
令和6年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 収納消込システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	介護保険システム 収納消込システム 滞納整理システム 団体内統合宛名システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年5月1日時点	事前	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年5月1日時点	事前	
令和6年5月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	【 】自己点検 【○】内部監査 【 】外部監査	【○】自己点検 【 】内部監査 【 】外部監査	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一第68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第100の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第9条	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条、第22条及び別表第二	番号法第19条、第22条及び別表	事前	